

実施方針 新旧対照表

箇所	(変更前)	(変更後)
P.2 第1 1 (7) ①	ア 市は、市営住宅等整備業務に要する費用を、事業期間終了後、一括して支払う。	ア 市は、市営住宅等整備業務に要する費用について、平成 32 年度以降、各年度末の出来高部分に相応する費用の 10 分の 9 以内の額を支払う。また、事業者は年度末の一部支払いの前に各年度において1回を上限として当該請求時点の出来高部分に相応する費用の 10 分の 9 以内の額を請求できるものとする。